

第2次春日部市史編さん事業計画

平成29年5月24日

春日部市教育委員会

1 市史編さんの趣旨

(1) 地域文化の現状

市域には、旧石器時代から今日まで約3万年に及ぶ長い歴史があり、遺跡や建造物など地域の特性を示す貴重な文化遺産が数多く伝えられている。また、都心への通勤圏にありながら、水田や屋敷林が広がる水と緑豊かな田園都市として、特徴的な景観と自然環境にも恵まれている。

しかしながら、近年は開発や急激な都市化によって古くからの集落の景観や街並みが急速に失われ、多くの文化遺産が滅失の危機にひんしている。加えて、新しい住民が増加し、従来からの住民にあっても世代交代によって生活様式の変化が起こり、親から子、そして孫へと受け継がれてきた地域文化の継承が困難になりつつある。さらに、神楽や獅子舞といった無形の民俗文化財も、後継者不足により存続が危ぶまれている。平成23年には、東日本大震災を経験し、文化遺産を記録する重要性が改めて認識されている。

(2) 経緯

本市における市史編さん事業は、合併前の春日部市が平成9年度に終了した。そして、庄和町史を引き継ぎ、平成18年度から開始した第1次春日部市史編さん事業が平成27年度に完了した。これまでの編さん事業で収集した地域資料を一元的に整理・保管し、積極的な公開・活用が急務となっている。

(3) 目的

市の歴史的・文化的特性への理解を深めるために、次の六本の柱を中心に市史編さん事業を推進する。

第一に、市にかかわる歴史的、文化的資料の散逸、消滅を防ぎ、新たな地域資料の発掘に努め、体系的な整理・保存・活用を行い、後世に伝える。

第二に、市の自然、歴史的発展を認識し、地域の特性を考える地域資料として、将来へのまちづくりに寄与する。

第三に、学校教育・社会教育・家庭教育の観点から地域学習に貢献する。

第四に、本事業を通じて市民の郷土への愛着・理解を喚起し、地域文化の後継者を育て、未来をひらく人づくりと誇りある文化づくりに貢献する。

第五に、地域資料の収集と共に市域の自然、歴史を明らかにし、自然環境も含めた歴史研究に貢献する。

第六に、市の発展と共に市の歴史が続くという基本理念のもと、全市域を対象とした継続性のある市史編さんを行う。

以上の六本の柱により、市の歴史を分析し、総合編集したものを永く後世に残す文化的事業と位置付け、地域資料を総合的に収集し、徹底した調査、整理、研究を行った上で編さんするために、25年間にわたる「第2次春日部市史編さん事業計画」を策定する。

2 市史編さんの基本方針

- (1) 市の歴史的発展の過程を実証し、日本史の流れの中で市の歴史を理解する。
- (2) 大きな視点に立って編さんし、まちづくり、学校教育・社会教育・家庭教育および地域研究にも役立つことを目指す。
- (3) 国際化社会、高度情報化社会など、さらに変革を遂げる新しい時代に対応できる市史にする。
- (4) 市域に限らず、国内、海外の諸機関・施設の地域資料を総合的に収集し、徹底した調査・研究を行う。
- (5) 各種の啓発活動を通して、市民の理解と関心を得るよう努め、広く協力を呼びかける。
- (6) 旧市町史で編さんの対象としなかった時代、分野の地域資料の収集に努める。
- (7) 自然環境やこれまでの自然災害も編さんの対象とし、災害に強いまちの実現に資するための地域資料を提供する。
- (8) 史実に立脚し、客観的に偏らない公正・中立な執筆態度をとる。また学問的評価を得られる内容を維持する。
- (9) 平易な文章で記述し、写真・図表などを活用し、分かりやすく親しみやすい市史にする。また、公開に関しては、市民が利用しやすい方法とする。
- (10) 今後起こりうる災害などで地域資料が被災した場合、その救済を図る。
- (11) 旧市町史で収集した歴史的公文書を含めた地域資料を確実に整理、保存するため、本計画開始後5年間を重点整理期間とする。整理にあたっては、地域資料の積極的な公開・活用を図るよう努める。
- (12) 本計画完了後も地域資料の収集と健全な保管体制を継続し、市の行政に役立てるとともに市民および研究者の利用に供する。また、市史に係わるデジタル資料も収集する。

3 市史編さん基本計画

(1) 事業期間

事業期間は平成 29 年度から平成 53 年度までの 25 年間とする。ただし、資料の収集状況や資料調査の進捗状況などを勘案し、おおむね 5 年ごとに計画を検証し、見直しを行う。

(2) 市史の基本構成

基本構成は、資料集、本編（通史）および別編の 3 部構成とし、別編は必要に応じて随時刊行する。資料が大量に発見・収集され、予定巻数に収録できない場合は増巻する。

(3) 資料集

①資料集の構成・内容

資料集は、市域に関係のある資料を詳細、克明に掲載する。写真・図表・解説などを加え、理解を補う。

構成は各 1 冊とし、内容は以下のとおりとする。

- ・石造物・絵馬編
- ・民俗編
- ・考古資料編
- ・中世・近世編
- ・近代・現代編
- ・その他

②時代区分

時代区分は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ・原始・古代（平安時代末まで） | 旧石器時代～1180年（源頼朝挙兵以前） |
| ・中世（鎌倉・室町時代） | 1180～1590年（徳川家康関東入部以前） |
| ・近世（江戸時代） | 1590～1867年（大政奉還まで） |
| ・近代（明治～戦前） | 1867～1945年（太平洋戦争終結まで） |
| ・現代（戦後社会） | 1945～2016年（合併 10 周年まで） |

③資料集の基本的体裁・発行部数（予定）

- | | |
|---------|------------------|
| ア 型（寸法） | A4判 |
| イ ページ数 | 各集約350ページ以内 |
| ウ 活字 | 明朝体 本文12ポ 他10.5ポ |
| エ 紙質 | 未定 |
| オ 装丁 | 未定 |
| カ 見返し | 各巻の特徴を表すもの |
| キ 発行部数 | 各集800部 |

(4) 本編（通史）

①本編（通史）の構成・内容

本編は市域の通史編とし、収集した資料や刊行した資料集などを分析・検討した研究成果の集大成とする。

②本編（通史）の体裁・発行部数

未定

(5) 別編・普及版

下記のほか、必要に応じてテーマ編、新出資料編を刊行する。

- ・年表普及版
- ・自然誌 - 地形地質編
- ・自然誌 - 動植物編
- ・図録

(6) インターネットでの公開

- ・年表編はインターネットで公開する。
- ・新たな地域資料を見出した場合は、可能なかぎり積極的にインターネットで公開する。

(7) 計画（詳細は別表による）

年 度	内 容	西 暦	総合振興計画等
平成29年度	資料整理	2017	第1次総合振興計画終了
平成30年度	資料整理	2018	第2次総合振興計画開始
平成31年度	資料整理	2019	
平成32年度	資料整理 年表編公開	2020	
平成33年度	資料整理	2021	
平成34年度	調査・原稿執筆	2022	第2次総合振興計画前期終了
平成35年度	自然誌 - 地形地質編刊行	2023	第2次総合振興計画後期開始
平成36年度	調査・原稿執筆	2024	
平成37年度	年表普及版刊行	2025	新市20周年
平成38年度	調査・原稿執筆	2026	
平成39年度	石造物・絵馬編刊行	2027	第2次総合振興計画終了
平成40年度	調査・原稿執筆	2028	第3次総合振興計画開始
平成41年度	民俗編刊行	2029	
平成42年度	調査・原稿執筆	2030	
平成43年度	自然誌 - 動植物編刊行	2031	
平成44年度	調査・原稿執筆	2032	第3次総合振興計画前期終了
平成45年度	考古資料編刊行	2033	第3次総合振興計画後期開始
平成46年度	調査・原稿執筆	2034	
平成47年度	中世・近世編刊行	2035	新市30周年
平成48年度	原稿執筆	2036	
平成49年度	近代・現代編刊行	2037	第3次総合振興計画終了
平成50年度	原稿執筆	2038	第4次総合振興計画開始
平成51年度	本編刊行	2039	
平成52年度	原稿執筆	2040	
平成53年度	図録刊行	2041	

4 市史編さん事業の組織体制

(1) 編さん委員会・編集委員

市史編さん事業を円滑に推進させるため、編さん委員会・編集委員を設置する。構成・任務は以下のとおりとする。

名 称	構 成	任 務
春日部市史編さん委員会 (10名以内)	教育委員 社会教育委員 文化財保護審議委員 学校関係者 学識経験者 公募に応じた市民	①教育委員会の諮問に応じ、市史編さん事業に関する基本方針および基本計画について審議する。 ②年2回程度会議を行う。
春日部市史編集委員	監修者(1名)	市史に関する調査、執筆、編集の指導および助言を行う。
	編集員(5名以内)	市史の調査、執筆および編集を行う。
	調査員(30名以内)	編集委員の指示に従い、市史の調査および執筆に当たる。

(2) 事務局の組織及び職員

事務局は文化財保護課文化財担当とし、職員・事務分掌は以下のとおりとする。

職 員	事 務 分 掌
文化財担当職員	①編さん委員会・編集委員に関すること ②担当部門の執筆・編集に関すること ③資料の収集・整理・保存・調査・研究・活用に関すること ④市史に関する啓発・広報活動に関すること ⑤歴史的公文書などの収集整理・保存・活用に関すること ⑥一般事務・庶務に関すること ⑦その他、市史編さん業務に関すること
臨時職員等	市史編さん担当職員の補助業務に関すること

